

広島県病院事業管理規程第二号

本 庁
病 院

広島県病院事業組織規程等の一部を改正する規程の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する規程を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県病院事業管理者 大 濱 紘 三

広島県病院事業組織規程等の一部を改正する規程の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する規程

この規程の施行の際現に広島県病院事業組織規程等の一部を改正する規程（平成二十三年病院事業管理規程第一号。以下「改正規程」という。）第一条の規定による改正前の広島県病院事業組織規程（平成二十一年病院事業管理規程第一号）による次の表の上欄に掲げる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、改正規程第一条の規定による改正後の広島県病院事業組織規程による同表の下欄に掲げる職に名称変更する。

旧 職 名	新 職 名
主任主事	主任
主任技師	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。